第１回子ども・若者審議会
令和７年５月２６日
資料７

学童クラブ育成料・間食費の見直しについて

【学童クラブとは】
　学童クラブとは、児童が放課後帰宅しても、保護者等が就労や疾病等により、児童を監護することができない場合、保護者に代わって生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことで、児童の心身の健全な育成を図るため、児童福祉法に基づく「放課後児童健全育成事業」として実施しております。
　本事業は、放課後に児童を監護することで、保護者の就労継続や病気療養を支援するという側面も有しております。

１　これまでの経過

　平成 27 年８月５日、子ども子育て審議会から育成料の見直しの答申を受け、平成 28 年度から育成料を 4,000 円から 6,000 円に改めた。
　また、平成 30 年度に子ども子育て審議会に諮問し、令和５年 11 月 28 日に育成料等の改定については、物価高騰のため据え置くこととする答申を得た。

２　令和７年度について

　令和７年度については、使用料・手数料等の適正化に関する基本方針及び行財政改革大綱アクションプランに基づき、３年ごとに見直しを行うこととしており、子ども・若者審議会に諮問し、学童クラブ育成料・間食費についてご審議の上、答申をいただくこととなっている。

３　現在の状況

（１）育成料について

　育成料については、国が示す水準は、総事業費の２分の１を保護者、国が２分の１を負担すべき金額としているため、その水準を将来的な目標としている。
　ただし、市としては、市全体の事業計画、市民負担、他市の比較等を考慮し、保護者負担を総事業費の 25%程度に設定することとしている。

【保護者負担（育成料・間食費）、事業費の推移】

年度	平均登録児童数	保護者負担			事業費	総事業費における負担割合		
		育成料（千円）	間食費（千円）	合計（千円）	総事業費（千円）	保護者	市	国・都
令和３年度	2,186 人	132,950	24,519	157,469	736,385	21.4%	29.3%	49.3%
令和４年度	2,369 人	147,418	27,066	174,484	808,346	21.6%	28.5%	49.9%
令和５年度	2,560 人	161,121	29,609	190,730	866,110	22.1%	28.9%	49.0%

（２）間食費について

入会児童数の増に伴い、歳入（保護者負担）・歳出（賄材料費）ともに増加傾向にある。

物価高騰が続く中で、学童クラブにおいて提供している間食（おやつ）については、公費で補填し、おやつの質を落とさないようにしている。

【賄材料費と間食費の比較表（決算ベース）】　　単位：千円

年度	間食費 （歳入：保護者負担）	賄材料費 （歳出）	公費負担
令和３年度	24,519	27,148	2,629
令和４年度	27,066	29,399	2,333
令和５年度	29,609	32,289	2,680

４　物価高騰の影響

資源価格の上昇と円安の進行に伴い、物価高騰が進行しており、消費者物価指数も引き続き上昇傾向が続いている。

物価高騰等による家計への負担が増える中で、育成料と間食費の改定については慎重に検討する必要がある。

【消費者物価指数の推移】

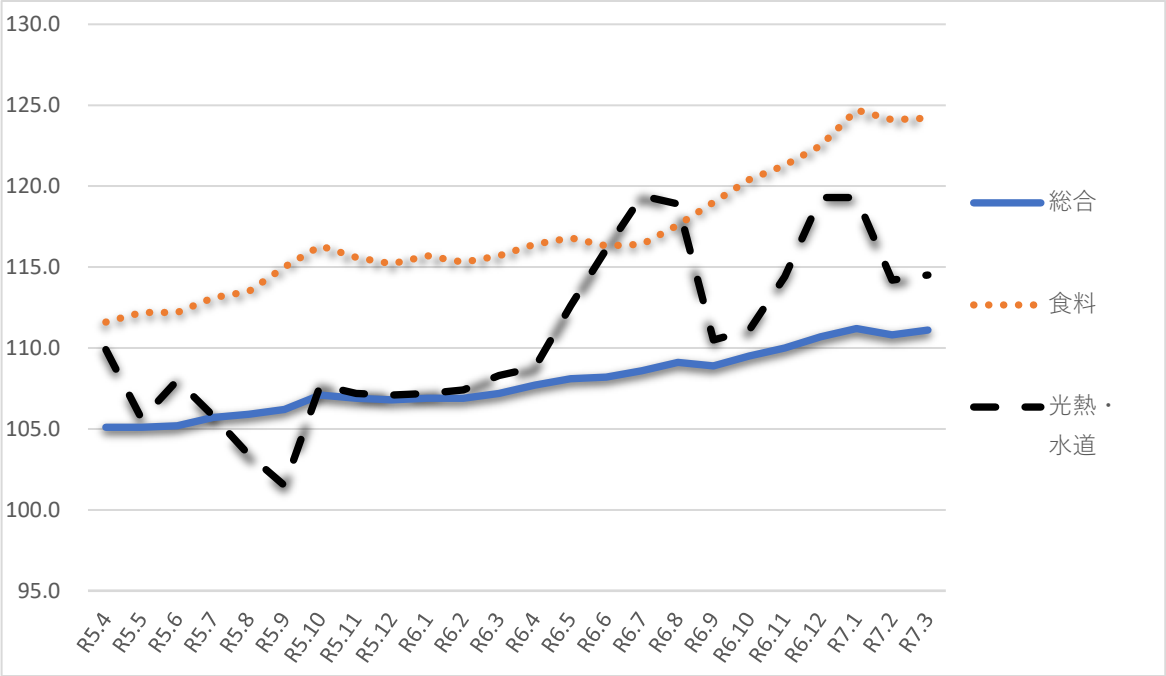

【参考】他市の状況（令和６年度）

自治体名（育成料等高額順）		育成料等	所得階層別採用
1	町田市	10,500 円	○
2	小金井市	10,170 円	○
3	国立市	8,500 円	○
4	東久留米市	8,200 円	
5	武蔵野市	8,000 円	
6	三鷹市	7,500 円	
6	国分寺市	7,500 円	○
8	日野市	7,300 円	
9	稲城市	7,200 円	
10	八王子市	7,000 円	
10	小平市	7,000 円	
10	狛江市	7,000 円	
10	清瀬市	7,000 円	
10	多摩市	7,000 円	
10	西東京市	7,000 円	
16	府中市	6,800 円	
17	青梅市	6,500 円	
17	調布市	6,500 円	
17	武蔵村山市	6,500 円	
20	昭島市	6,300 円	
21	立川市	6,000 円	
21	東大和市	6,000 円	
23	東村山市	5,500 円	
23	福生市	5,500 円	
23	羽村市	5,500 円	
26	あきる野市	4,200 円	